

中野区教育委員会第30回協議会会議録

開催日時 平成19年9月14日(金) 開会10時01分 閉会11時08分

開催場所 中野区役所教育委員会室

出席委員	中野区教育委員会	委員長	山田 正興
	同	委員長職務代理	高木 明郎
	同	委員	大島 やよい
	同	委員	飛鳥馬 健次
	同	教育長	菅野 泰一
事務局職員	教育委員会事務局次長		竹内 沖司
	教育経営担当課長		小谷松 弘市
	教育改革担当課長		青山 敬一郎
	学校教育担当課長		寺嶋 誠一郎
	指導室長		入野 貴美子
	生涯学習担当参事		村木 誠
	中央図書館長		倉光 美穂子
書記	教育経営分野		松島 和宏
	教育経営分野		渡邊 真理子

傍聴者数 0人

議 事

(報告事項等)

○事務局報告事項

- 1 施設使用料の見直しについて(教育経営担当)
- 2 桃花小学校体育館等基本計画(素案)について(教育経営担当)
- 3 その他

○区立中野体育館天井改修工事完了に伴う利用再開について(生涯学習担当)

午前10時01分開会

山田委員長

皆さん、おはようございます。

ただいまから、教育委員会第30回協議会を開会いたします。

本日は、緊急に報告を受けなければならない案件が生じてしまいました。予定では、ひがしなかの幼稚園に出発しているところですが、幼稚園を訪問する時間を少しおくらせて協議会を開会させていただきます。

また、いつもですと、各委員からの報告を受けるところですが、本日は緊急の議題があって開会した臨時の協議会ですので、お手元のレジュメに沿って、事務局からの報告を受けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、そのように進行させていただきます。

なお、本日の出席状況は全員出席でございます。

<事務局報告事項>

山田委員長

それでは、「施設使用料の見直しについて」、報告をお願いいたします。

教育経営担当課長

それでは、施設使用料の見直しにつきましてご報告をさせていただきたいと思います。資料に従いまして、適宜、補足を加えながらご説明申し上げたいと思います。

まず、区の施設の現行の使用料でございますが、これは資料にございますとおり、12年度に見直しを行って、13年度から改定を行ったということで、もう既にそのときから6年を経過してございます。それからまた、適切な受益者負担を図るといったようなことから、今回、有料施設の使用料の算出方法を見直しまして、適正な使用料に改定するというところを考えているところでございます。

今回の見直しに当たりまして、基本方針ということで、3点、三つの柱にまとめてございます。一つ目が「施設使用料算出の基本的考え方を見直す」ということで、具体的に3点ございます。職員人件費と建物の減価償却費を含めた形で経費を算出すると。それからまた、これまで施設の原価の積算方法だったのですが、これが二つほどに分かれておりまして、これを統一するという。三つ目としまして、施設の性質別に利用者負担の割合を設定するというようなものです。それから、二つ目の柱に、施設利用者の急激な負担増を緩和するという。三つ目の柱として、団体に対する使用料の減額・免除は原則とし

て行わない。ただ、新たな助成の仕組みをそれに対して構築する。この3点でございます。

それ以下に、個々の柱ごとに説明がございますので、お話し申し上げたいと思います。

まず最初、(1)のところですが、これは、職員人件費と減価償却費を新たに含めるということでございますが、施設の維持管理や貸し出し業務については人的な対応が不可欠であるということから、今回の見直しの中では、この施設の貸し出し、維持管理などにかかります職員人件費、これを新たに原価の計算の基礎として算入をいたします。

それからもう一つ、建物の減価償却費でございます。この減価償却費につきましても、きちんと費用として認識するということから、この減価償却費のうち、貸し出し面積に係る部分につきましても、使用料の原価に新たに算入することとしてございます。

それから、(2)のほうですが、これは積算方式の統一ということです。こちらにございませとおり、平成10年度に一部の利用について有料化した地域センター、勤労福祉会館など、使用料の原価に算出する経費を、これらの施設につきましては、光熱水費、清掃委託料、管理委託料、小破修理費ということに限定してまいりました。

と申しますのは、ちょっと補足いたしますが、それまで無料の施設であった地域センターとか高齢者会館を平成10年度に有料にしたわけなのです。そのとき、これまで無料だったのを有料にするということで、激変緩和と申しますか、そういったことから、積算の根拠について、こちらにございませとおり、かなり限定したものだけを原価の基礎としたと。それまでずっと有料だった施設と、その意味で二重の基準といいますか、原価の積算についてダブルスタンダードがこの段階でできてしまったということでございます。今回の見直しの中では、そういったダブルスタンダードを改めまして積算方式を統一するというのがこの内容でございます。

2ページのところに、「使用料の原価に算入する経費」ということで、先ほど申しました人件費、それから減価償却費を含めまして、それ以外に、光熱水費であるとか、委託にかかります経費、そのほか備品の購入や消耗品といった維持管理等々に要する経費といったものを含めて、全体として施設の使用料の原価に含めて計算をするということとしてございます。

ただ、※印がございます。そのところに、「1つの施設で複数の機能を有する施設については、貸出部分毎の面積によって按分し原価を算出する。光熱水費や清掃委託費を原価に算入するにあたっては、事務室部分の該当経費は含めず、貸出面積等の部分にかかる経費を面積按分などにより算出し、計上する」とあります。これは、具体的に、光熱水費な

ど施設全体としては総額はわかりますが、個々の部屋ごとに幾らかかったか、これは算出できませんので、そういう意味では、面積按分をして、その部屋にかかる具体的な経費を原価として算出する。いわゆる理論値として構築をするということでございます。

(3)のところでございますが、「施設の維持管理・貸出業務のすべての経費を原価とし、積算方式を統一した上で、施設の性質により利用者負担の割合を設定し、施設使用料を算出する」と。これにつきまして、別紙1ということで、5ページのところをちょっとごらんいただきたいと思います。これが今回新しく導入いたします考え方でございます。「施設の性質別負担割合」ということで、上のほうに基本的な考え方ということで述べてございます。「区民が日常生活を営む上で基本的に必要なものとして整備した施設のコストについては、全額公費（税）で負担する」ということでございます。具体的には、下の表のAでございますね。福祉施設、区民自治施設といった施設につきましては、基本的にはこの施設の維持管理にかかる経費、要するに使用料に相当する部分ですが、それについては、公費、税で100%負担して、利用者には負担を求めないというものです。

基本的な考え方の②がでございます。「個人による選択性が高く、専ら利用者の便益に資する施設のコストについては、利用者が全額負担することを原則とする。ただし、文化・芸術やスポーツ振興などの政策的な観点から区が整備した施設については、民間類似施設の利用機会なども勘案し、施設コストの一定割合を公費で負担する」ということでございます。

これに相当するのが下の表のBからEでございます。一番下のE、自転車駐車場等がでございます。これについては、これらの施設を利用することは専ら個人の便益、100%個人の利益ということですから、したがって、経費については利用者に100%負担していただく。BからDの施設については、例えば文化・芸術、スポーツ等々を振興するという一つの政策的判断があるわけでございます。そういったことから、これらの施設をつくっているということもございます。ただ、一方において、施設の維持管理には一定の経費がかかるといったようなことから、利用者と税で負担する割合をそれぞれ定める。ただし、このうちBとC・Dと負担の割合が分かれてございますが、これは、上に出ておりますように、民間類似施設の利用機会。例えばBの集会室などは比較的小規模なものでございます。そういった場合、民間のほうで供給が余りないというようなことがございます。したがって、利用者の負担を50%にする。一方、CとかDのものについては、比較的民間でも供給されているものでございます。そういった意味で、利用者の負担をもう少し高めて70%という

ような割合にする。こういうふうな形で、一応、施設の性質に着目いたしまして、利用者と税で負担する割合を4区分に分けたというようなものでございます。

また2ページのほうにお戻りいただきたいと思いますが、中ほどに、施設使用料算出の方程式といいますか、式が書かれてございます。上に挙げましたいろいろな原価に算入する経費、それでその施設の原価を求めるわけですが、それに、ただいま申しました利用者負担割合、70%なのか、50%なのかという数値を掛けて具体的な個々の施設の使用料を算出するということになります。

引き続きまして、3番目、「急激な負担増の緩和」。これは基本方針の(2)でございますが、引き上げ率の上限を現行施設使用料の1.5倍にとどめようということにいたします。利用者の急激な負担増を緩和するということでございます。今後は、施設使用料につきましては3年ごとに見直しを図っていくということにいたします。

それから、基本方針の3番目、「減額・免除制度の見直しについて」ということでございます。区の施設につきましては、有料の利用を原則としたものではございますが、現在、こちらにございますとおり、地域自治活動であるとか、子どもの健全育成活動等々につきましては、使用料の減額または免除を行いまして、団体の活動を支援しているということになります。

ただ、この減額・免除の基準が区民の方にとって非常にわかりにくいといったようなこともございます。そういったことから、透明性、公平性を確保するということで、できる限り使用料としてはきちんと区の歳入として納める必要があるというふうに考えてございます。

そういったことから、3ページにございますような基本的な考え方によりまして、この減額・免除について見直しを図ることとしてございます。

まず、「通常の有料施設」でございます。これにつきましては、使用料の減額・免除は原則的に行わないということといたします。ただ、その団体の活動内容に着目いたしまして、公共性・公益性のある活動については、助成金の交付を原則といたしますが、そのほかに区との共催、あるいは事業の委託といったようなことにつきまして支援をしていくということといたします。

それから、二つ目が「施設の目的外使用に対して使用料を徴収している施設」ということです。これにつきましては、目的外の使用についても、基本的には通常の有料施設と使用形態は同一でございますので、さきに述べました通常の有料施設と同様に扱っていく。

つまり、減額・免除については原則的に行わない。一方で、助成金の交付を行うということでございます。

ただし書きがございます。「ただし、別表以外の行政財産の目的外使用については、行政財産の目的外使用の特性から減額・免除を適用する」と。ちょっとわかりにくいのですが、例えば、防火水槽であるとか、あるいは福祉売店、ボランティアコーナー、こういったものも基本的には財産の目的外使用ということで使っているわけですが、こういった公共性の非常に高いもの、そういった部分につきましては引き続き減額・免除を適用していくということで、例外の扱いというふうにしていただいております。

今回、使用料の見直しの対象の施設でございます。まず、「通常の有料施設」ということでは、こちらに掲げてございまして、教育委員会の所管施設としては④の少年自然の家がございまして、それから、指定管理者によります管理の施設ということでは、基本的にはこれはいずれも教育委員会の所管でございます。ただ、最後の⑦は、指定管理者の管理ということにはなっておりますが、都市整備部の所管のものでございます。それ以外は教育委員会の所管施設ということになります。

それから、(2)でございますが、目的外使用ということで使用料を徴収しております施設がございまして、教育委員会の所管の施設ということでは、4ページの⑫から⑮、教育センター、野方図書館の集会室、地域生涯学習館、区立学校の体育館・プールといったものがございまして、

6の「施設使用料改定額の試算結果」は、6ページから8ページに表がございまして、先ほど申しました基本的な考え方に基づきまして、今回計算をした結果どうなったかというものでございまして、三つに分けてございまして、

まず6ページの上段が「引き下げとなる施設」。今回この新しい基準で計算してみたところ、引き下げになる施設も出てまいりました。この表の見方なのですが、教育委員会の施設ではありませんが、一番上の勤労福祉会館の例をちょっと見てみたいと思います。この勤労福祉会館の大会議室、現在、午前中使いますと1,500円の利用料をいただいております。先ほど申しました新しい基準に従いまして原価を計算いたしますと、一番右側にございまして、2,585円というものが原価ということになります。ただ、先ほど申しましたとおり、施設の性質に着目いたしまして、利用者の負担の割合を一定の割合で定めると、これ、一番左側にございまして、利用者負担割合0.5となっております。残りの半分は税で負担するということですが、これを原価に掛けますと、ちょ

うどこの半額の1,292円という数字になります。使用料につきましては、一応100円単位で四捨五入で丸めてございますので、1,300円という数字になります。すると、現行料金に比べて200円引き下げと。表のほうについてはそのようなことで見ていただければと思います。

今回、教育委員会の所管の関連では、引き下げとなる施設はございません。

それから、下のBのところ、「引き上げ率1.5倍未満の施設（据え置きを含む）」とありますけれども、こちらのほうでは、17番の教育センター、それから18番の地域生涯学習館、それから7ページのほうのホールのところ、もみじ山文化センター、野方区民ホール、なかの芸能小劇場、これらが教育委員会の所管の関連になります。

それから、スポーツ施設のところでは、中野体育館、鷺宮体育館、それから温水プール。また、上高田の庭球場といったようなものがございます。

そのほか、少年自然の家もこの1.5倍の範囲の中で新しく計算した改定予定額が含まれてございます。

それから、8ページですが、これは「引き上げ率1.5（上限）の施設」ということで、計算しますと、現行に比べると1.5倍以上になるのですが、今回、激変緩和措置ということで1.5倍で抑えている施設でございます。ここでは、スポーツ施設ということで、上高田・哲学堂の野球場、それから弓道場、体育館の開放の部分というものがこれに相当してございます。

またもとにお戻りいただきまして、「助成金交付制度」。今回、こういった形で使用料の見直しを図りまして、減額・免除の制度を原則として行わないということですが、それにかかわります助成金の交付制度を新しく創出するとしてございます。これにつきましては詳細は9ページの別紙3にございます。今回のこの制度の構築の趣旨ということで、先ほど申しましたとおり、施設使用料の見直しに伴いまして使用料の減額・免除制度を行わないとした場合、区民団体によります区民の公益活動——これは、具体的には不特定多数の区民の利益の増進に寄与する非営利の活動というふうに定義づけているわけですが、それを支援するために、簡便な仕組みによりまして使用料への助成を行う。

具体的な制度の概要でございましてけれども、この使用料の助成につきましては、まず使用料の助成を希望する団体については登録をしていただきます。申請できる団体の要件が下の四角の中にごございます。これらの要件を満たす団体については、最初にその登録をしていただく。そして、登録をした団体については、個々の施設を使用する都度、施設の使

用承認とあわせて、助成金の交付の申請をしていただくということになります。なお、その際、助成金の交付決定につきましては、これは使用承認と同時に行う。区民の手続としては1回ということですが、その際、助成金を区長が代理受理をして、それを使用料に充当する。ちょっとわかりにくいのですが、区民の方にとっては手続的には施設の使用の申請とあわせて、助成金の交付申請とやるのですが、その手続は1回で、区民の方にとっては、その際、本来の施設使用料と助成金の額の差額があります。例えば、施設使用料が1,000円として、助成金が500円出るといった場合、差額が500円。その500円を1回の手続で納めてもらう。ただ、帳簿上は1,000円の使用料を区が徴収して500円の助成金を出したということで、区の帳簿上は歳入・歳出どちらも計上されると。そんな手続をとるということとしたわけです。

また4ページのほうに戻りますが、今後の見直しの予定です。議会に報告いたしまして、来週出ます9月20日号の区報でこの見直しについて区民の方々にお知らせしていくと。その後、区民への意見交換会ということで、区全体として1回行いまして、そのほか、各部ごとに関連の団体による説明を行うということとしております。そして、10月中旬にはそれらをまとめまして、パブリックコメント案をつくり、議会報告をした後、10月下旬から11月中旬にかけてパブコメの手続を行って、その後に11月に入りましたら、具体的な条例の改正案を用意して議会に提出するということとしております。もしこれが議決された場合につきましては、20年7月からこの条例を施行すると。議決から施行まで少し期日がございますが、区民の方々への十分な周知、また、今回、助成金にかかわりまして団体登録という制度も新しくつくりますので、そういった期間を含めて、来年の7月から実施を図っていくというような見通しを持ってございます。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

山田委員長

では、ご質問ございましたら、よろしくお願いいいたします。

飛鳥馬委員

ちょっと教えてほしいのですが、基本的なことになると思うのですが、この使用料の見直しは、国、あるいは都でもよろしいですけれども、こういう動きというのは、行財政改革の一環でこういうことが出てきているのかなと思うのですけれども、法的に何かこれというのがございますかどうかということが1点。

もう1点は、やはりこれの基本的なこと。人件費と建物を含めて使用料の原価算出の

場合に含めると。逆に言いますと、含めないものは何ですか。土地だけですかとか、わかりやすくちょっと言っていたらありがたい。

教育経営担当課長

使用料の法的な根拠につきましては、基本的にはそれぞれ各自治体ごとにその使用料を徴取するというを条例で定めて、それに基づいてやっているということでございます。東京都は東京都で、また各区は各区でそれぞれ使用料ということで条例の中にきちんと書き込んでそれでやっているということでございます。

それから、原価の内訳ということで、今回新たに減価償却費が入ってございます。これは基本的な考え方としては、建物だけでございます。土地については減価償却というその観念と申しますか、考え方がなじむものではございません。したがって、それについては原価の中には含まない。コストとしてきちんと計上するというものについては、建物についての減価償却費を含むという形になってございます。

あとは、それぞれ施設の維持にかかります通常要する光熱水費であるとか、あるいはいろいろな備品、消耗品などを購入したとき、あるいは部分的に補修などの工事を行ったときの経費とか、そういった施設の維持をしていくに当たって必要となる経費はこの原価の中に含めて計算をしているということになります。

山田委員長

私のほうからよろしいですか。

基本的な柱でのことは、総論的にはよろしいかと思うのですが、(3)の、要は、原則として減額・免除を行わない、そのかわり支援をするということですが、この支援をするための団体の規定、また公益性の活動というのは、言葉ではわかるのですが、なかなか難しいのかなというところが1点と、事前登録しなければいけないということですね。

例えば、区立の小・中学校では、吹奏楽がなかのZEROを使って発表会などをやっているケースがありますね。そういった活動が公益活動になるのかどうかという判断もあるかと思えますし、これは事前登録をしなければいけないことになりますね。そういったことで、今、実際にやっている方たちには非常に値段が高くなったということで、今後継続が難しいだろうと。こういった支援策が出ればということにはなると思うのですが、もう一つは、教育委員会でやるような行事の中でも各校に予算を立てなければいけないのですが、時期が7月ということになりますと、そういった予算との絡みはどうなっ

ているのかなど。その2点ほどを教えてくださいたいと思います。

教育経営担当課長

公益活動ということなのですけれども、基本的には、不特定多数の方が参加の機会を得られるような活動。例えば、具体的に子ども会が何か活動するときに、基本的にはそこにどなたでも参加できるような形で、その活動が開かれたものというような性質の活動であれば、区民の公益活動ということで対象として助成をするということになります。

申請のとき、例えば、具体的にどういった活動で集会室とか施設を使うのかということをお申し立てして、実際に使った後、その実績の報告を出していただいて確認をするというような形で、一応、その助成の対象となるか否かというような形で判断をしてやる。それは申請時に同時に一括でやるということになります。現在、減額・免除の対象になっておりますようなほとんどの団体の活動については、この範疇であれば大体助成の対象にはなるだろうというふうには見込んでおります。

それから、団体の登録ですけれども、これは個々の施設ごとに各団体で事前に登録していただいて、登録証というようなものをつくって一応やっていくというようなことになるのですけれども。

生涯学習担当参事

区立の学校が、指定管理者が管理をしている、例えばZEROのような文化施設を利用する場合には、これは減免制度の適用はもうありません。

山田委員長

今ないのですね。

生涯学習担当参事

はい。予算を組んでいただいて、それを執行することですから、減額・免除制度の対象ではない。

減額・免除制度の対象になっておりますのが実は幾つかありまして、一番大きなのが、現在の地域センター条例の第4条に規定がございまして、それを引用する形をとっているのです。地域センター条例の第4条では、防災・防犯・交通安全その他の身近な地域課題の解決、区政への参加の推進等の地域自治に関する活動、子どもが健やかに成長できる地域社会の形成、子育て・子育て支援等の子どもの健全育成に関する活動、三つ目が、高齢者、障害者等の自立支援またはその家族への援助等の地域保健福祉に関する活動、四つ目として、資源の有効利用、環境美化の推進等の快適な地域環境の保全に関する活動という

この4項目に該当する場合、もみじ山の文化センター条例の施行規則の別表に実はこういうのがございます。

5人以上で構成され、かつ、その構成員の半数以上が区民である団体が、学習室、美術工芸室、化学実験室、音楽室、美術ギャラリーまたは和室を、中野区地域センター条例第4条1号から4号までに規定する活動のために使用するときには、全額免除しますというふうな規定があります。そして、区立学校を除く区内の学校が主催し、または連合して児童・生徒・学生のための行事で使用するときには2分の1減額といったような規定がございまして、これに相当するものについては、現在、減額・免除制度の適用になっている。この減額・免除制度を廃止した場合に、これらの活動を要するにどのように扱うか。新しい助成制度の中でこれが受けとめられるのか、あるいは受けとめていくのかといったような具体的な問題につきましては、現在、所管のほうで私どもと協議をしながら検討中ということで、全体の答えは出ておりません。特に指定管理者の場合には、他の直営施設と異なりますので、その辺は非常に難しい問題があるということでございます。

山田委員長

ということになりますと、この助成金交付制度というものを示されていますけれども、具体的な内容としてはまだ詰めていないということですか。

生涯学習担当参事

そうです。

大島委員

それで、先に見直しだけスタートしてしまうという予定だということなんですか。

生涯学習担当参事

使用料の見直しという、この部分ですね。もう6年間たっておりますという改定の部分。これは、現行の使用料につきましても3年ごとに見直すというルールになっておりまして、こうした新しい考え方を導入するために、実は昨年度も検討しておりました。ただ、それも、一応納めておいて、議会等々との関係、区民との関係から、区が税で負担する部分、利用者が負担する部分、そういう考え方を入れたほうがいいのかといったような議論などもありましたので、今回改めてそうした考え方をこの使用料算定の考え方の中に入れて示しております。その部分については既に一定程度以上の検討もなされ、考え方も整理はされておりますけれども、減額・免除制度の見直しに伴う新たな助成制度の構築につきましては、現在、減免を受けている団体の活動については、おおむね新たな助成制度

のほうに移行したほうがいいのか、それとも、区民公益活動という側面からすれば、その中には基本的にはそういうものに該当しないと思われる活動もありますので、その辺の整理をどうするのかといったような問題があります。

一方で、例えば私どもの関係で申しますと、社会教育団体というものについてもきちんと定義をしております。その定義を簡単に申し上げますと、「委員会が認める区内の社会教育団体とは以下の要件をすべて満たす」ということで、文化・教育・スポーツの活動云々とか、活動が継続的、それから規約会則、入会・退会が任意、区内に在住・在勤、もしくは在学者が云々、6番目に、団体の連合会であることというのを定めております。したがって、体育協会ですとか、民謡連盟ですとか、こういうものは団体を構成しておりますので、私どもの要綱に基づいて社会教育団体として登録がされております。個々の活動団体については、社会教育団体という定義をしておりません。個々の団体が今回のこの公益活動を実施する際に、新しい助成制度の対象になるのかならないのかといったようなことに関連して、そういった個々の活動団体にまで今の減免制度は適用になっていないけれども、新しい助成制度の団体の対象にするんだと。その活動によってということになれば、要するに、助成額の予算が大幅に膨らむことも一方では考えられます。そういったもろもろの課題があります。とりわけ、新たな助成制度については全体像の構築とその具体的な内容について検討しているということとあわせて、指定管理者の関係ではもっと複雑な問題が出てきます。さっきの代理受領というのは指定管理者は行いません。というような問題がありますので、現在協議、検討を相互で進めている最中だということでご理解をしておいていただきたいと思います。

大島委員

そのことも大問題だと思うのですけれども、済みません、基本的なことを教えてください。

初めに伺いたいと思ったのは、使用料算出の計算方法についてなんですけれども、2ページのところで、施設使用料の算出、原価×割合ということなんですけれども、原価というのは人件費とか光熱費とかいろいろ入っているということはわかったのですが、例えば1回の使用料ということで別表2の一番右のところに二千五百幾らとかと出ていますけれども、この2,500というのは何で割ったものなのか。例えば、1年間の光熱費とか人件費とか、それを集めて、年間にこれだけ経費がかかったとする。で、その割合を掛けたものを、1回の金額というのは何で割ったのか。例えば365で割ったのかとか、それをちょっと聞

きたいなと思ったのですけれども。

教育経営担当課長

基本的には、全体のトータルのお金が出ます。先ほど言ったとおり、施設として個々の部屋の個々の時間帯のというのは出ませんので、基本的にはこれはあくまでも理論値だというふうにお考えいただきたいと思います。それでいろいろかかる経費を差し込んでいく。当然、人件費もその中に含まれますし、光熱水費も含まれるのですが、要するに、基本的には面積で分ける。また、時間帯で分ける。フルに活用されたと想定した場合、例えばこの午前中でしたら何時間というふうに決まっているわけですね。そういった時間帯の按分をする。そういう形で少しずつ絞っていくわけですね。そうしたときに、理論値として、ここの施設は幾らという値が出ますので、あくまでも基本的な構造はそういうことになります。

教育長

全体は、コマです。コマというのは、例えば1日に3コマとれるのなら、それで割るのですね。だから、全部埋まればペイするのだけれども、利用率が低ければペイしない。そういう関係にある。

大島委員

全部埋まったとして。

教育長

埋まったとして全額がこれでとれる。

高木委員

1 ページのところで、減価償却費の表現が出ていますが、この減価償却費の計算の耐用年数は税法基準を使っているのでしょうか。それとも独自基準なんですか。

あわせて、定率法、定額法のどちらなのか。これによって違ってきますので、これをお聞きしたいということ。

あと、下段のほうで、2の(1)の中ほどに「また、建物の『減価償却費』は、使用などにより毎年減少していく固定資産の価値を金額で示したものであり、費用として認識する必要があるため」という表現があるのですが、この「費用として認識する必要がある」というのは、中野区がということですか。それとも、区民がということですか。

中野区が費用として認識する必要があるのであれば、別に金額に反映する必要はないので、自分たちで減価償却費はこういうものだなとわかればいいわけですね。で、区民にこ

れを認識させるために減価償却費を計上したというのは理論的におかしいので、この表現はちょっと変えたほうがいいかなと思います。

私どもの短大でも、やはり施設貸し出しをする場合は、こういったほぼ同じような形で一応積算はするのですね。ただ、もうちょっと大ざっぱにくります。個別にこの教室は幾らなんていうのをやると煩雑になりますから、当然その受益者負担というがあるので、減価償却費を算入すること自体は反対ではないのですが、「費用として認識する必要がある」というのは表現として何か違和感があります。

教育経営担当課長

まず最初の減価償却費の算入なのですが、これは、所得税法の定額法を算定の根拠としてございます。したがって、通常のRCなんかの施設の場合ですと、耐用年数50年ということで、償却率が0.02というような形で、建物の取得価格に残存価値の90%を掛けて0.02というようなことでやってまいります。もちろん、先ほど言ったとおり、同じ建物の中でも個々の部屋ごとによって変わってきますので、それは面積按分というような形も掛けて出すということになります。

それから、表現の問題ということなのですが、ここの部分につきましては、当然建物については時の経過とか使用といった要因によりましてその価値が減少していく、減価していくということになりますので、そこで当期中の価値の減少を当期の費用としてこれを計上して、その減少額を当該資産から差し引くということ。その手続によって計上したコストを減価償却費としてこの中に組み込む。また、中野区においては、同時に老朽化している施設等々ございますので、そういった意味で、当然建てかえに伴う経費の増大といったものも見据えながらやっていく必要があるということ。ただ、それを区民が認識する必要があるかというこの表現の問題につきましては、私の判断ではなかなか難しい部分がありますけれども、基本的には、区民の方々にそういった形でコストの認識をしていただく。そのことによって今回の使用料についての透明性を高めるという役割といいますか、形があるのだというふうには考えております。

高木委員

今のお話ですと、ここで主語は「区民」ということですが、見方によっては「区民にわからせる必要があるため」と読まれてしまうので、それではなおさら表現を変えたほうがいいと思うのですね。私も趣旨として、その建物が経年で劣化していく部分については受益者負担で構成要素に入れることは当然だと思うのですけれども、当然であるがゆえに、

わからないだろうから認識させるという表現になっていますから、これは変えないとおかしいと思います。

教育長

これは区全体で決めていただく資料なので、私どもだけの判断でどうこうできないのですけれども、おっしゃるように、費用として算入する必要があるとか、そういう意味なのです。

大島委員

「認識する」という表現がちょっと気になります。

教育長

その辺につきましては、これをつくっている経営室のほうにお伝えしたいということでご勘弁いただきたいと思います。

飛鳥馬委員

では、それに関連で、もっと次元の低いお話ですけれども。

建物が年々価値が下がっていくという減価償却はわかりますが、そうすると、利用する側からいうと、「何で料金の改定は3年に1回なんですか。毎年じゃないんですか」という単純な疑問。それからもう1点は、大規模改修なんかしたときに、減価償却費が減るのではなくて、上がるということは考えられないのかどうか。この2点ですね。

教育経営担当課長

3年ごとの見直しということですからけれども、確かに時のいろいろな状況を判断すれば、おっしゃるとおり、タイムリーに見直しを図っていくということもあるでしょうけれども、ただ、安定的な形で区民の方々にお示ししていくということから考えれば、一定の期間、ここでは3年ということですからけれども、いろいろな経済情勢の変動を見た中で、3年という安定的な期間の中で見直しを図るということを定着するということのほうがわかりやすいのかなということがあろうかと思えます。

教育長

まず、いろいろ書いてありますが、中野区独自でこんなことを言っているのかということでは全くなくて、総務省のほうでこういった使用料についての基本的な考え方、どういうものを入れるべきであるとか、ちゃんと通知がありまして、それに沿って全国で同じようにやっているのです。

なぜそうするかというと、例えば国の予算を決めるときに、こういった補助金をこれだ

け出すとかという中で、当然、施設であれば使用料をとっているでしょう。その分は補助金から引きますよみたいな、そういう感じになるのです。ですから、総務省としては、基本的には自治体としてはこういう施設は使用料をとるべきである。とるときには、これとこれとこれとを算入した形で使用料を計算しなさい。それから、使用料の見直しは3年に1回程度やりなさいというような通知を出したのですね。基本的にはそういうふうなことでやっておりますので、なぜかと言われると、なかなか説明しづらい部分がございますけれども、基本的には、どこの自治体もそういうことをやっているということでご理解いただきたいと思います。

山田委員長

ほかにご意見ございますか。

教育長

済みません。質問に一つ答えていなかったですね。

例えば、非常に大きな改修をして、非常にきれいになった。そうすると、資産価値が上がるのだから、減価償却費が上がって、次のときには使用料が上がるのではないかと。それはそのとおりでございます。つまり、きれいになった施設は使用料が上がります。これはそういうことなのでご理解いただきたい。

大島委員

ちょっとそれに関連して。

ただ、2ページのところに、修繕のための工事費で500万以上は除くというのがあるので、ちょっとそれとの関係なのですけれども。つまり、大規模改修して何千万もかかったという場合、その何千万というのをこの原価の中に含めてしまうとすごく高くなってしまって、これでは利用料が物すごくはね上がってしまうのでという、大規模工事の代金何千万というのは、例えば別に区のほうで負担するから利用者のほうには反映しないようにしようという意味だったのかなというふうにさっき思ったのですが。

教育長

ごめんなさい。私が間違えました。おっしゃるとおりです。大規模については反映しない。そうです。私が言ったのは、改築した場合ですね。完全に改築した場合には、当然に減価償却にはね上がるということですね。失礼しました。

山田委員長

ほかによろしいでしょうか。

今後の日程を見ますと、これはこんなに詰まっています。大丈夫なのかなと。9月下旬までにと。で、パブコメですよ。もう9月の中旬ですから、この委員会でこれだけの意見が出るぐらいですから、いろいろな公益性のある団体にかけたときには、いろいろなご意見が出るのだらうなと思いますし、それを酌み入れていくのだらうと思いますけれども、先ほどの村木参事のお話などで、まだ流動的なところも少しあるということですから、また経過がわかりましたらご報告いただけたらと思います。

では、報告事項の2番目に移ります。「桃花小学校体育館等基本計画(素案)について」、お願いいたします。

教育経営担当課長

それでは、桃花小学校体育館等基本計画(素案)につきまして、ご報告をさせていただきます。

学校再編によりまして、桃三・仲町・桃丘が来年統合されて桃花小学校になりますけれども、その統合によりまして、教育環境の一層の充実を図るということ、また地域コミュニティの核としての機能の充実を図るということ。それからまた、10カ年計画の中では、小学校の施設の中に子どもの遊び場機能、学童クラブを移設していくといったようなこともございます。そういったことから、この桃花小学校におきまして、改築によって必要ないろいろな機能の充実を図るということを行っていきたいと考えてございます。

この桃花小学校の体育館の改築に当たりましては、2番にございますような基本的な考え方ということで整理をさせていただきました。

まず一つ目ですが、既存の普通教室や職員室等々のありますB棟、C棟から独立し、また、施設改善の必要性の高い体育館、それからA棟の校舎を取り壊して、その跡地に新しい建物を建てると。これは文章でちょっとわかりにくいのですが、一番最後の4ページのところに図面がありますので、ちょっとごらんいただければと思います。

この図面の斜線を引いてあるところが、今回、既存の体育館と既存の校舎A棟を取り壊しまして、その跡に、合体した新しい施設、おおむねこの斜線の範囲というふうに考えてございます。約1,200平米となっております。現在の体育館というのがちょうどこの斜線部分の右側の半分ぐらいでございます。それから、左のほうに校舎のA棟とあります。この二つを取り壊して、一体にして、体育館と校舎が続いてあるような形でこの斜線部分の新しい施設をつくりたいという考え方でございます。全体の位置関係はこちらでご確認いただければと思います。

またもとに戻りまして、基本的な考え方の2番以降でございます。新しい施設に導入するものとしましては、体育館、それから特別支援学級、キッズプラザ、学童クラブ及び防災備蓄倉庫というふうに考えております。この新しい建物につきましては、既存の校舎と接続いたしまして、学校として一体となった利用ができるようなことを考えております。それからまた、キッズプラザや学童クラブの運営、それからまた体育館の夜間・休日におきます区民利用、あるいは防災備蓄倉庫の活用・利用といったようなことで、学校施設との管理の両立を図ってまいりたい。5番目としては、バリアフリーをきちんとやっていきたい。6番目といたしましては、安全で快適に、また周辺環境とマッチしたようなものとしていきたい。そして、7番目には、地球環境にも配慮した施設整備を考えたい。この七つを基本的な考え方として整理を図っております。

次のページでございますが、具体的に導入する施設の考え方といたしますか、それを整理してございます。まず、体育館でございますが、これについては一定の広さを確保したいというふうに考えております。具体的にバスケットボールの正式なコートの広さ、あるいは高さについては、バスケやバレーボールのルールに規定した天井まで7メートル以上の空間といったような、こういった基本的な活動を十分保障できるような広さ、容積を持った体育館をつくりたいというふうに考えております。

それから、特別支援学級でございます。現在、桃三には、言語、難聴の学級がございますが、基本的にはその機能を十分引き継げるような特別支援学級を導入したい。

それから、3番目、4番目のキッズプラザと学童クラブでございます。これにつきましても、基本的にはキッズプラザとしての遊び場機能、それから学童クラブとしての機能が満たされる、そういったものを導入するとしてございます。

それからまた、ここの学校は避難所の指定になってございますので、それに十分対応できるような防災備蓄倉庫も一定確保するというのを考えてございます。

次の建築計画でございますけれども、所在地、敷地面積、都市計画上の規制等につきましては、こちらにあるとおりでございます。それから、先ほどご確認いただきましたとおり、建築の位置、それから、そこにもし建てるとした場合の建築可能な面積は最大で約1,200平米というふうに見込んでございます。それから、先ほどの各施設の考え方に基きまして、それぞれの施設のおおよその規模でございますけれども、体育館につきましては約800平米。これは現在、体育館が544平米でございますので、およそ1.5倍程度の広さを想定してございます。それから、キッズプラザと学童クラブで約300平米。これは、一つの教室

が約63平米、まあ、70平米として大体4教室ぐらいに相当する部分というふうにお考えいただければと思います。

それから、特別支援学級で約500平米。これは先ほど申しましたいろいろな特別支援学級をつくるに当たりまして、必要な指導室であるとか、検査室、観察室、プレイルームといったようなものをきちんと配備する。その上でなおかつ、必要な充実したものを取り入れていきたいということで500平米見込んでおります。防災備蓄倉庫として約100平米ということでございます。

それから、全体のゾーニングということで、そこに立体のイメージ図が出てございます。最初に、このGL（グラウンドライン）よりちょっと低く抑えてございますが、実は、現在ございますA棟とB棟との間に段差がございまして、学校内でちょっと斜めといいますか、坂のような感じになってございます。それをきちんこの際解消して、スムーズな水平移動がそれぞれ各校舎間で行われるようにということで、新しい施設につきましてはここを少し掘り下げた形で作りたいたいと思っております。全体として、大きく体育館がウエートを占めますが、1階がフロアで、3階まで吹き抜け、必要な高さを確保する必要がございます。それから、上の階のほう、3階及び2階のほうに特別支援学級を設置して、それから、学童クラブ、キッズプラザ、防災備蓄倉庫についてはできるだけ1階を中心に考えてまいりたいと思います。ただ、具体的に図面を引いていく中で、一部2階のほうにも上げざるを得ないのかなというふうに思っておりますので、括弧書きになっておりますが、これから諸機能等々いろいろ検証する中で、また具体的に図面に落として考えていく中で、その位置を決めてまいりたいというふうに思っております。

今後のスケジュールといたしましては、今年度中に基本計画を取りまとめて、できれば基本設計に入ってまいりたいというふうに考えております。それを踏まえて、来年度以降22年度まで実施設計・工事ということで、どのタイミングになるかというのはまだちょっと詰めてございませんが、22年度のどこかのタイミングの中で開設を図ってまいりたいというふうに考えております。

以下、関連法規ということで、ここにありますような関連の法規につきまして、これをきちんと遵守しまして、適正な設計・施行を図ってまいりたいというふうに考えております。

一応、基本計画の素案——現時点ではまだ素案でございます。非常に粗削りなものでございますが、こういった形で地域また学校の保護者の方々等にお示しして、いろいろ意見な

どもいただきながら、さらに精査をしてみたいというふうに考えております。

山田委員長

ご質問がありましたら、お願いいたします。

大島委員

校舎のことなのですが、そうすると、A校舎というのがなくなるようになるようなんですけれども、授業する校舎の面積とか数というのは足りるのでしょうか。

教育経営担当課長

現在、A棟の校舎の中には特別支援学級が入っております。今回、この体育館と一体となって改築するのですが、現行の特別支援学級に必要な機能については、すべてきちんと新しい施設の中にも盛り込みたいというふうには考えております。

山田委員長

私のほうからですけれども、その特別支援学級の校舎を取り壊している間の特別支援学級のスペースは確保できているのですか。この学校は統合していきますけれども。

教育経営担当課長

工事期間中につきましては、この特別支援学級につきましては、できれば桃花小学校の中に仮設のプレハブの校舎をつくりまして、そこで通常の授業等を行えばというふうに思っております。一応、管理上、同一の敷地内にあることが望ましいと考えますので、どこの位置にどういうふうに建てるかというのは、これからもう少し詰めてまいりたいと思いますけれども、敷地内に仮設のプレハブの校舎をつくって、工事期間中はそちらのほうで授業を行うということを考えております。

山田委員長

もう一つ。

統合した場合に、体育館と特別支援学級の新たな改築ということで、あとの教室のキャパについては当分の間は問題ないということによろしいですね。

教育経営担当課長

はい、そうです。統合に当たって、統合後を見据えた形の中で、全体として教室を確保しておりますので、一応、統合後もスムーズにいくという見込みは持っております。

山田委員長

最後に、もう1点ですけれども、一番後ろの図の中で、今、体育館を建てかえるそのすぐ上の部分、東側の部分は、中央公園というかなり大きなスペースがあるのですけれども、

ここの関係は特に今までどおりということで、そこに少し土地を取得するとか、そういう考えは全くないのでしょうか。

教育経営担当課長

土地の仕切りについては変更はございません。公園の分は公園の分、学校の分は学校の分、どちらかがはみ出すとかそういうことはございません。ただ、おっしゃったとおり、公園が隣接しておりますので、今後新しく体育館等を改築した中で、公園と一体となったような利用というのも当然考えられると思いますので、その辺のところもこれからちょっと検討していければというふうに思っております。

山田委員長

実はキッズプラザ等をつくったときに、既存の校庭を使うより隣の公園のほうが近いんですね。で、ここには裏門があるんですね。そういうこともあるので、その辺は所管が違ってもいいかもしれませんが、子どもたちの安全の面からとか利便性を考えて、そういった配慮もできればお願いしたいと思います。

あと、改築中の体育館の利用については、例えば近隣の桃丘小の体育館を利用するとか、そういう計画になっているのですか。

教育経営担当課長

はい、そのとおりです。工事期間中につきましては、桃丘小学校の体育館を活用する。そちらのほうで体育館を使ったいろいろな行事、入学式とか、卒業式とか、そのほか体育の授業といったような形で桃丘小学校の今の体育館を工事期間中は活用していきたいというふうに考えております。

高木委員

2ページの3の(1)で、体育館のところでバスケットボールの正式なコート1面の広さと、バスケットボールやバレーボールなどで規定された「天井まで7メートル以上の空間の確保」とあります。確かに、最低7メートル以上なんですが、これは、今のお話を聞きますと、地域の方も使っていくような形を想定していると思うんですね。そうすると、大人が使うと10メートル確保することが望ましい。実は私どもの短大の体育館もそれをやろうとしました。第一種低層で10メートルとれなくて、惜しいところでいかなかったんですね。これに関してはグラウンドラインより少し下げるということですから、これは10メートルとれるのでしょうか。

教育経営担当課長

詳細はまだ計算していないので、今の段階でどのぐらいというのはちょっと難しいかと思うのですが、ただ、既存の施設との兼ね合い等々もありますので、要するにその中で改築を図っていきますので、いろいろな条件が出てまいります。その辺のところもちょっと考えながら、全体としてどうなのかというのはこれから詰めていきたいと思います。今の段階ではまだちょっと。ここにあるような部分については最低限の確保を目指したいということで、ミニマム水準としてお示ししてあるところです。

大島委員

「垂直移動を可能」とかと書いてある、これは要するにエレベーターをつけるという意味でよろしいのですか。

教育経営担当課長

はい。そうですね、そのとおりであります。

この立面のイメージ図のところにもございますが、「移動設備」ということで、できるだけ垂直移動をスムーズに行けるような形で、階段のほか、できればエレベーターの設置も見込んでいければというふうには思っております。

山田委員長

そのほかにもございますでしょうか。よろしいですか。

そのほかにも事務局の報告事項はございますか。

生涯学習担当参事

例の中野体育館の緊急改修工事につきましてご報告させていただきます。

予定どおり9月10日までに工事が完了いたしまして、9月11日から再開をいたしました。この間、約8,000万円ほど経費がかかっておりますので、年度当初に鷺宮体育館のつり天井工事等の予算を組んでございましたので、これを削減をすることによって対応したということで、第3回定例会にこの部分について補正予算として提出をすることになっております。

山田委員長

非常に利用率の高い体育館でしたでしょうから、その間大変だったことと思いますけれども。

ありがとうございました。

以上で、本日予定しました議事は終了いたしました。

委員の皆さん、本日は緊急に協議会を開会させていただきまして、ありがとうございました。

した。それでは、これからひがしなかの幼稚園のほうに訪問に向かいたいと思います。

これをもちまして、第30回協議会を閉じます。

午前11時08分閉会